

もばら



茂原市マスコットキャラクター
モバリん

自治基本条例

だより

No. 13

自ら考え、自ら参加し、ともに作りあげていくという「共生」と「共創」のまちづくりを進める上で、市民、行政、議会などの「まちづくりの担い手」が共有する基本的なルールである「自治基本条例」について検討しています。

まちづくり

ルールができたなら、何が変わるの？② ～対話と協働による市民参加のまちづくり～

自治基本条例を考える市民の会 C 分科会（地域自治・市民）では、自治基本条例が、まちづくりにどのように役に立つのかを話し合いました。

・（一例として）商店街の活性化に、自治基本条例はどのように役立つか？



・従来の中心市街地活性化計画は、行政と一部市民によるものであり、効率性・実現性が乏しいものになっていないか？



・商店街の協力度、やる気、後継者不足なども大きなネックになっている。再開発も遅々として進んでいない。



・さまざまな団体が各地で活動しているが、繋がりが無い。市民活動支援センターのようなものが必要ではないか。



・多くの市民が参加する「まちづくり計画」をつくるためには、自治基本条例で規定する「地域まちづくり協議会」が必要になるのではないか？



・防犯・防災対策を行政や警察、PTA、子ども会など、さまざまな担い手が連携して協議するためにも、「地域まちづくり協議会」が必要ではないか？



・「地域まちづくり協議会」を中心とした、地域の課題（防犯や福祉など）と活動組織等の関連図のようなものをつくってはどうか？

裏面もご覧ください

※自治基本条例 まちづくりに関するアンケート(保護者対象)にご協力を

自治基本条例を考える市民の会では、これからのまちづくりを担う子どもたちの保護者の皆様を対象に、今後のまちづくりについてのご意見をお伺いするアンケートを、小中学校、保育所、幼稚園を通じて現在お願いしております（8月30日（金）まで）。

保護者の皆様におかれましては、アンケートの趣旨にご理解をいただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

